

上牧町まちづくり基本条例 検証結果報告書

令和6年〇月

上牧町まちづくり基本条例検証委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検証の進め方について	1
3	検証結果	2
	(1) 検証結果一覧	2
	(2) 条文の改正内容	3
	(3) 逐条解説の変更内容	○
	(4) 条例の取組状況に関する意見	○
参考資料		
1	上牧町まちづくり基本条例検証委員会委員名簿	○
2	上牧町まちづくり基本条例検証委員会開催内容	○

1 はじめに

本町では、町民が住みたい、住み続けたいまちの実現を目指して、平成26年4月に、まちづくりの基本となるルールや町民、議会、行政の役割と責務などを定めた「上牧町まちづくり基本条例」を制定されました。

本条例は、今年度が施行後10年目にあたり、「町のまちづくりにおける最高規範」として位置づけられていることから、社会情勢や時代の変化に適したものとなっているかどうかを定期的に検証することが重要になります。そのため、本条例第38条第1項において、「町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。」と規定されていることから、前回（平成30年度）の検証から5年目となる令和5年度において、検証を行いました。

また、検証にあたっては、本条第38条第2項の規定に基づき、住民主体の検討委員会として、「上牧町まちづくり基本条例検証委員会」が設置され、現行の取組状況を踏まえながら、条例改正の必要性等について議論を行い、「検証結果報告書」として取りまとめました。

本報告書が、今後の町政運営の一助となり、上牧町のまちづくりの推進に役立てられることを期待します。

2 検証の進め方について

条文が社会情勢や時代の変化に適したものとなっているかどうかについて、条文の表現を中心に検証を行いながら、取組内容や運用に関する意見についても取りまとめを行いました。

<検証の流れ>

条文・逐条解説・取組状況の内容を確認

↓

条文ごとに各委員に意見を求め、条文改正の必要性について議論
(併せて取組や運用に関する意見も求める。)

↓

議論を基に意見を整理、集約

↓

検証結果報告書（答申）の作成

3 検証結果

(1) 検証結果一覧 (改正や変更が必要となった箇所、取組に対する意見があった箇所に●を付けています。)

章	条	内容	条例	解説	取組
前文			-	-	-
第1章 総則	第1条	目的	-	-	-
	第2条	定義	●	●	-
	第3条	基本原則	-	-	-
	第4条	最高規範性	-	-	-
第2章 町民の権利と義務	第5条	まちづくり参画の権利	-		
	第6条	未成年のまちづくり参画の権利	●	●	-
	第7条	まちづくり参画における町民の責務	-	-	-
第3章 議会及び議員の役割と責務等	第8条	議会の役割と責務	-	-	-
	第9条	議会の権限	-	-	-
	第10条	議員の役割と責務	-	-	●
第4章 執行機関の役割と責務等	第11条	町長の責務			
	第12条	職員採用等			
	第13条	執行機関の責務			
	第14条	町職員の責務			
	第15条	法令の遵守等			
第5章 町政運営	第16条	組織の編成			
	第17条	危機管理			
	第18条	総合計画等の策定			
	第19条	説明責任			
	第20条	応答責任			
	第21条	財政運営及び制度の整備			
	第22条	予算編成、執行及び決算			
	第23条	財産管理			
	第24条	財政状況の公表			
	第25条	行政評価			
第6章 情報の共有等	第26条	個別外部監査			
	第27条	情報の公開及び提供			
	第28条	情報共有の推進			
	第29条	情報の収集及び管理			
	第30条	個人情報の保護			
第7章 参画と協働	第31条	選挙公報等			
	第32条	まちづくり参画における町の責務			
	第33条	審議会等			
	第34条	住民投票			
第8章 広域連携等	第35条	まちづくり協議会			
	第36条	広域連携			
第9章 条例の見直し等	第37条	取り組み状況の評価			
	第38条	条例の見直し			
	第39条	条例の改正			

(2) 条文の改正内容

■第2条（定義）

≪改正前≫

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。



≪改正後≫

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。
- (7) こども 心身の発達の過程にある町民をいいます。

【改正理由】

こども基本法の施行を受けて、第6条（未成年のまちづくり参画の権利）において、「未成年」という表現を「こども」に変更することに伴い、新たに定義を追加します。

■第2章 町民の権利と義務

≪改正前≫

第2章 町民の権利と義務



≪改正後≫

第2章 町民の権利と責務

【改正理由】

第2章の表題について、第2章に含まれる第7条においては、「まちづくり参画における町民の責務」という表現になっていることと、他の章・条においても「義務」ではなく「責務」という表現が使われていることから、全体との整合を図るために表現を「責務」に改正します。

■第6条（未成年のまちづくり参画の権利）

≪改正前≫

（未成年のまちづくり参画の権利）

第6条 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。



≪改正後≫

（こどものまちづくり参画の権利）

第6条 こどもについても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。

【改正理由】

こども基本法の制定を受けて、「未成年」という表現を「こども」に改正します。

(3) 逐条解説の変更内容

■第2条（定義）

≪改正前≫

〔説明〕

（第5号まで省略）

（第6号）

「まちづくり」とは、町民が豊かで暮らしやすい地域社会・上牧町をつくるための取組全般を表し、建物の建設や道路、上下水道の整備といったハード面だけではなく、教育や福祉の向上、歴史文化の保護育成、情報共有や町民参画などの仕組みづくりのソフト面を含めた全ての取り組みを意味します。



≪改正後≫

〔説明〕

（第5号まで省略）

（第6号）

「まちづくり」とは、町民が豊かで暮らしやすい地域社会・上牧町をつくるための取組全般を表し、建物の建設や道路、上下水道の整備といったハード面だけではなく、教育や福祉の向上、歴史文化の保護育成、情報共有や町民参画などの仕組みづくりのソフト面を含めた全ての取り組みを意味します。

（第7号）

「こども」とは、本条第1号で定義された「町民」のうち、こども基本法において定義された「こども」を意味します。こども基本法における「こども」とは、心身の発達の過程にある者を指し、一定の年齢で上限を画しているものではありません。

【変更理由】

条例の改正に伴い、「こども」に関する説明を追加します。

■第6条（未成年のまちづくり参画の権利）

≪改正前≫

〔趣旨〕

まちづくりにおける未成年の町民の権利を定めています。

〔説明〕

豊かで暮らしやすいまちを次代に引き継ぐという観点から、未成年の町民にもそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画できる権利を有することを明らかにしています。



≪改正後≫

〔趣旨〕

まちづくりにおける「こども」の権利を定めています。

〔説明〕

豊かで暮らしやすいまちを次代に引き継ぐという観点から、「こども」にもそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画できる権利を有することを明らかにしています。

【変更理由】

条例の改正に伴い、表現を「未成年の町民」から「こども」に変更します。

(4) 条文の取組状況に関する意見

■第10条（議員の役割と責務）

- ・第10条第2項で、「議会活動に関する情報を住民にわかりやすく説明するとともに」というところについて、具体的に住民に議員の声が聞こえてこない。特定の個人のビラがポストに入ることがあるが、全員ではないので、普段の活動については、よくわからない。仕事は町外で、昼間はほとんど上牧町で生活していない人にとって、議員はどのような活動をしたのかよくわからない。議員の活動記録がわかるようなような制度を作ってはどうかと思っている。選挙公報については、この条例ができて初めて、自宅に届くようになった。それと同じように、普段の活動も、年に数回、住民全部にいきわたるようなことは最低限できないのかと思う。金銭的にゆとりのある人はいくらでも配れると思うが、上牧町の2万数千人に、それぞれ個人がビラを配るのは大変なことだと思うので、そういう制度はできないかということを疑問に思っている。

参考資料

1 上牧町まちづくり基本条例検証委員会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	新川 達郎	同志社大学 名誉教授
副委員長	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
委員	鶴谷 将彦	奈良県立大学 准教授
委員	小田 博茂	公募委員
委員	福井 希実	公募委員
委員	上村 哲也	上牧町議会議員
委員	安中 和	上牧町議会議員
委員	呉羽 文彰	上牧町自治連合会 会長
委員	西田 久美子	平成 30 年度まちづくり基本条例検証委員会委員
委員	大西 孝則	南都銀行上牧支店 支店長
委員	小池 健司	奈良県立大学学生
委員	阪本 正人	上牧町役場 副町長

2 上牧町まちづくり基本条例検証委員会開催内容

日 程	内 容
第 1 回 令和 5 年 8 月 23 日	・ 条例の概要について ・ 条例の検証の進め方について
第 2 回 令和 5 年 10 月 6 日	・ 条文の検証（前文～第 3 章）
第 3 回 令和 5 年 11 月 14 日	・ 条文の検証（第 4 章～第 5 章）
第 4 回 令和 6 年〇月〇日	・ 条文の検証（第 6 章～第 9 章）
第 5 回 令和 6 年〇月〇日	・ 答申書（案）・検証結果報告書（案）の確認
令和 6 年〇月〇日	・ パブリックコメント実施
第 6 回 令和 6 年〇月〇日	・ 答申書（案）・検証結果報告書（案）最終確認